

砂川市規則第33号

令和6年11月29日

砂川市身体障害者等の軽自動車税（種別割）に係る減免取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

砂川市長 飯 澤 明 彦

（ 別 紙 ）

砂川市身体障害者等の軽自動車税（種別割）に係る減免取扱規則の一部を改正する規則

砂川市身体障害者等の軽自動車税（種別割）に係る減免取扱規則（令和3年規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表1（第3条関係）軽自動車税（種別割）の減免申請に必要な書類等について1. 障害者中「健康保険証等による生計同一関係が確認できないときは、住民票等」を「住民票等による生計同一関係が確認できないときは、資格確認書等」に改める。

附 則

この規則は、令和6年12月2日から施行する。